

令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務仕様書

1 業務名

令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務

2 目的

香川県立多度津高等学校及び大分県立海洋科学高等学校の生徒が乗船しての遠洋航海実習（ハワイ沖マグロ延縄実習を含む）を行うにあたり、発注者（以下「甲」という。）は、マグロ延縄及び甲板作業に従事する甲板員の派遣について、受注者（以下「乙」という。）へ依頼し、船舶の安全運航に寄与するものである。

3 派遣人数

2名

※1名は、マグロ延縄作業に従事した経験がある者

※もう1名は、遠洋航海区域において、甲板員として乗船した経験がある者

4 派遣期間

下記のとおりとするが、不測の事態により期間の変更を余儀なくされる場合がある。その場合も期間を変更して対応すること。

第1次遠洋航海実習

令和7年8月28日(木)から令和7年11月7日(金) ※習熟訓練期間等を含む

（うち、遠洋航海実習期間：令和7年9月4日(木)から令和7年11月7日(金)）

第2次遠洋航海実習

令和8年1月4日(日)から令和8年3月16日(月) ※習熟訓練期間等を含む

（うち、遠洋航海実習期間：令和8年1月10日(土)から令和8年3月15日(日)）

5 業務内容

(1) 作業基準

別記1のとおりであるが、海上での危機回避等においては、船員法に従い適切な措置をとる。

(2) 作業時間帯

操業日 投縄作業 午前8時30分～午前10時30分

揚げ縄作業 午後2時30分～午後9時

航海日 午前8時～午後5時のうち8時間

停泊日 午前0時～翌午前0時のうち8時間 ※停泊当直あり

ただし、業務の都合により、作業時間に変更の事由が生じるときは船長と協議する。

(3) 作業種別

ア 乗船業務・・・別記1作業基準による

第1次遠洋航海 令和7年9月4日(木)から令和7年11月7日(金)

第2次遠洋航海 令和8年1月10日(土)から令和8年3月15日(日)

イ 定けい港入港時の保安業務・・・別記1作業基準による

6 法令等の遵守

(1) 乙は、業務の実施するにあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

ア 船員法

イ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令

(2) 乙は、業務の実施にあたり、甲が定めた諸規程を遵守するとともに、従事者に周知させるものとする。規程の変更があった場合は、甲は文書にて乙に通知するものとする。

7 業務の実施

(1) 乙は、自社の社員をもって業務を行うものとする。

(2) 乙は、誠実かつ善良な管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

(3) 乙は、甲板員を派遣するにあたり必要な資格を確認（派遣期間中有効であること）するとともに業務を履行できる能力を有する者を選任し、氏名、年齢、資格を記し、次の事項を証する書類を添付した従事者名簿（様式1）を甲に提出し、承認を受けるものとする。

また、従事者を変更した場合も同様とする。

ア 甲板部の航海当直部員の資格を持っていること。

イ パスポート、米国ビザ（C 1 /D）を取得しており、有効期間が派遣期間を満たしていること。

(4) 従事者は、法令の定めるところにより社会保険に加入するものとし、業務開始2か月以内に報告書（様式2）を甲に提出すること。

(5) 乙は、甲が上記（3）及び（4）の提出書類の内容を確認するために行う調査に協力するものとする。

(6) 乙は、従事者の教育、指導に万全を期すとともに、実習船勤務者という自覚を持ち、実習生の模範となる職員としての風紀・規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(7) 従事者は、業務に際し事故が発生したときは、その状況を速やかに、船長を通じて甲に報告しなければならない。

(8) 乙は、本仕様書の業務の履行上、または完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲と乙が協議するものとする。

8 業務の報告

(1) 従事者は、甲の定めた報告書（様式3）に船長の確認を受け、下船時に甲に提出すること。甲は、電子ファイルにした報告書を乙に報告するものとする。

(2) 乙は、前項の報告の内容を基に、業務完了報告書（様式4）を、遠洋航海実習毎に作成し、甲に提出するものとする。

9 業務の確認

(1) 甲は、上記8の報告を受けたときは、速やかに船長に履行状況を確認し、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、甲の指示に従い乙は速やかに従事者に改善指示をすること。

10 経費の負担

次の経費は、乙が負担するものとする。

- (1) 従事者の乗下船旅費（1往復分交通費）
- (2) 従事者の外泊代（船内泊以外の日）
- (3) 従事者の災害補償（海外旅行傷害保険）
- (4) 従事者の作業服（ヘルメット等船装備品は貸与する）
- (5) 従事者の食事代（賄い支給がない日のみ）
- (6) その他、乙の負担に帰すべき経費

11 その他

- (1) 従事者は、業務を実施するにあたっては、船長の指示に従い、衛生及び火気などの取扱いを厳重に行うものとする。
- (2) 従事者は、船舶、備品及びその他に破損箇所、不審な物品又は人物を発見したときは、直ちに船長に報告するものとする。
- (3) 従事者は、共同運航実習船「翔洋丸」の定める防災計画に従うものとする。
- (4) 従事者は、船内及びその付近に火災その他の事変が発生したときは、直ちに関係者に連絡して臨機の措置を取るものとする。

別表

委託料金積算内訳

分類①	分類②	単位	料金（税抜）	備考
マグロ延縄作業に従事した経験がある者	内航 乗船日額	日	円	外変前もしくは内変後の期間
	外航４区 乗船日額	日	円	外変日から内変日までの期間
	割増手当	時間	円	乗下船日を除く
	乗下船旅費	式	円	１往復分交通費
	外泊代	日	円	船内泊以外の日
	災害補償 （海外旅行傷害保険）	人	円	
	作業服	式	円	
遠洋航海区域において、甲板員として乗船した経験がある者	食事代	日	円	賄い支給がない日のみ対象
	内航 乗船日額	日	円	外変前もしくは内変後の期間
	外航４区 乗船日額	日	円	外変日から内変日までの期間
	割増手当	時間	円	乗下船日を除く
	乗下船旅費	式	円	１往復分交通費
	外泊代	日	円	船外泊以外の日
	災害補償 （海外旅行傷害保険）	人	円	
	作業服	式	円	
	食事代	日	円	賄い支給がない日のみ対象

別記 1

作業基準

共同運航実習船「翔洋丸」の甲板員としての操船業務・記録業務等下記のとおり行う。

(1) 乗船業務 第1次遠洋航海

作業項目	作業内容
1 航海当直	・甲板部航海当直部員として、1日2～4時間程度
2 出入港時の作業	・船首部または船尾部での諸作業
3 航海当直業務以外の航海中の業務（2～4時間程度）	・船体維持作業（甲板長の業務補助） ・甲板部所管の諸器具、船用品、漁具等の保守作業 ・甲板諸倉庫の管理・整備・清掃に関する作業 ・その他甲板部の諸作業
4 その他の業務（実施の場合は上記3の業務は除外）	・操業期間前：操船準備として甲板作業（約2時間） ・操業期間後：操業片付け作業（約2時間）
5 操業中（20回予定）	・投縄作業（甲板作業：約2時間） ・揚縄作業（甲板作業：約6時間）
6 寄港地における停泊当直	・2時間×2回程度／1日 ・清水積込作業立会い（約2時間）
7 食材及び餌積込み	・食材積込作業（約2時間） ・餌積込み作業（約2時間）
8 船内保安業務	・船内における保安維持業務

(2) 定けい港入港時の保安業務

作業項目	作業内容
1 保安業務	・船舶の環境管理及び安全管理業務 ・食料、船用品、餌、清水積込作業

(3) 遠洋航海実習詳細

①第1次遠洋航海 令和7年9月4日（木）から令和7年11月7日（金）

第4（6）海区

8月28日（木）：移動、雇入れ、乗船、業務確認、出港準備、船舶保安管理

9月 2日（火）：外変、燃料積込

9月 3日(水):食料積込
9月 4日(木):出港式(14:00)、多度津港出港(14:30) 香川県立多度津高等学校生徒乗船
9月 5日(金):大在公共埠頭入港 大分県立海洋科学高等学校生徒乗船
餌積込み、大在公共埠頭出港
9月 7日(日):三崎港入港、清水積込
9月 8日(月):餌積込み
9月 9日(火):三崎港出港(漁場に向け)
9月18日(木)～10月12日(日):操業日数25日・操業実習(20回)予定
10月18日(土):ホノルル入港
10月21日(火):ホノルル出港
11月 4日(火):三崎港入港
11月 5日(水):三崎港出港
11月 7日(金):多度津港帰港、帰港式 香川県立多度津高等学校生徒下船
下船許可、雇止め

派遣契約期間:令和7年8月28日(木)から令和7年11月7日(金)

②第2次遠洋航海 令和8年1月10日(土)から令和8年3月15日(日)

第6(7)海区

1月 4日(日):移動、雇入れ、乗船、業務確認、出港準備、船舶保安管理
1月 7日(水):外変、食料積込、丸亀港出港 香川県立多度津高等学校生徒乗船
1月 8日(木):臼杵港入港、食料積込 大分県立海洋科学高等学校生徒乗船
1月 9日(金):出港式(9:30)、臼杵港出港(10:00)、大在公共埠頭入港、
餌積込み
1月10日(土):燃料積込、清水積込、大在公共埠頭出港
1月12日(月):三崎港入港、清水積込
1月13日(火):餌積込み
1月14日(水):三崎港出港(漁場に向け)
1月23日(金)～2月17日(火):操業日数26日・操業実習(20回)予定
2月23日(月):ホノルル入港
2月26日(木):ホノルル出港
3月12日(木):三崎港入港
3月13日(金):三崎港出港
3月15日(日):臼杵港帰港、帰港式 大分県立海洋科学高等学校生徒下船
3月16日(月):丸亀港入港、下船許可、雇止め 香川県立多度津高等学校下船
派遣契約期間:令和8年1月4日(日)から令和8年3月16日(月)

(4)派遣船舶及び指揮命令者

船名 翔洋丸

総トン数 673トン

船舶用途 高等学校実習船

指揮命令者 船長

(5) 苦情処理

派遣甲板員からの苦情の申出を受ける者を以下に定める。

① 甲 香川県立多度津高等学校 校長 琢磨 雅人

TEL : 0877-33-2131

② 乙 契約業者が決定する。

苦情を受けた場合は、甲、乙連絡を取り、甲の責任者が中心となって、誠意を持って、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣甲板員に通知すること。

(6) 労務管理責任者

船員法第 67 条の 2 に基づく労務管理責任者を以下のとおり選任する。

<労務管理責任者>

香川県立多度津高等学校 校長 琢磨 雅人

(7) 派遣先責任者

船員職業安定法第 85 条に基づく派遣先責任者を以下のとおり選任する。

<派遣先責任者>

香川県立多度津高等学校 校長 琢磨 雅人

従事者名簿

香川県立多度津高等学校長 様

受託者 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名

下記のとおり、従事者を選任したので提出します。

業務名 令和 7 年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務

氏名	生年月日	保有資格等	マグロ延縄 経験の有無	遠洋航海区域の 乗船経験の有無
			有 ・ 無	有 ・ 無
			有 ・ 無	有 ・ 無

<添付書類>

- (1) 資格保有者は、保有資格を証する書類の写し
 - (2) 乙と従事者の雇用関係を証明する書類の写し（健康保険証等）
- ※提出時に添付できない書類については、後日速やかに提出すること。

社会保険（労災・雇用・健康・厚生年金）加入状況報告書

香川県立多度津高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり、各社会保険について関係法令に従い加入していることに相違ありません。

1. 労災保険及び雇用保険に加入しています。
※労働保険 確定・概算保険料申告書の事業主控（写し）を添付すること。

2. 健康保険・厚生年金保険の加入の有無

No.	氏名	年齢	保険 種別	加入の 有無	加入していない理由
1			健康		
			厚生年金		
2			健康		
			厚生年金		

※健康保険者証（写し）を添付すること。

令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務報告書

第 次遠洋航海
月分

氏名	
----	--

日	船長印	勤務者印	勤務区分	時間外 勤務時間	日	船長印	勤務者印	勤務区分	時間外 勤務時間
1			日勤・操業・航海・停泊	H	16			日勤・操業・航海・停泊	H
2			日勤・操業・航海・停泊	H	17			日勤・操業・航海・停泊	H
3			日勤・操業・航海・停泊	H	18			日勤・操業・航海・停泊	H
4			日勤・操業・航海・停泊	H	19			日勤・操業・航海・停泊	H
5			日勤・操業・航海・停泊	H	20			日勤・操業・航海・停泊	H
6			日勤・操業・航海・停泊	H	21			日勤・操業・航海・停泊	H
7			日勤・操業・航海・停泊	H	22			日勤・操業・航海・停泊	H
8			日勤・操業・航海・停泊	H	23			日勤・操業・航海・停泊	H
9			日勤・操業・航海・停泊	H	24			日勤・操業・航海・停泊	H
10			日勤・操業・航海・停泊	H	25			日勤・操業・航海・停泊	H
11			日勤・操業・航海・停泊	H	26			日勤・操業・航海・停泊	H
12			日勤・操業・航海・停泊	H	27			日勤・操業・航海・停泊	H
13			日勤・操業・航海・停泊	H	28			日勤・操業・航海・停泊	H
14			日勤・操業・航海・停泊	H	29			日勤・操業・航海・停泊	H
15			日勤・操業・航海・停泊	H	30			日勤・操業・航海・停泊	H
					31			日勤・操業・航海・停泊	H

※勤務区分は、該当する項目を○で囲むこと。

令和 年 月 日

香川県立多度津高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

業務完了報告書

令和 年 月 日付で契約した下記業務に係る第 次遠洋航海分について、令和 年 月 日をもって完了したので、報告します。

記

1. 業 務 名 令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務
2. 実績金額 円
3. 履行期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」遠洋航海実習船員派遣業務仕様書 別表

船員派遣における数量見込表

	経費名	概算数量見込
	令和7年度 共同運航実習船「翔洋丸」第1次遠洋航海	
	<マグロ延縄作業に従事した経験がある者>	
1	内航乗船日額（外変前もしくは内変後の期間）	10 日
2	外航4区乗船日額（外変日から内変日までの期間）	62 日
3	割増手当（1Hあたり）（乗下船日を除く）	140 時間
4	乗下船旅費（1往復分交通費）	1 式
5	外泊代（船内泊以外の日）	4 日
6	災害補償（海外旅行傷害保険）	1 人
7	作業服	1 式
8	食事代（賄い支給がない日のみ対象）	5 日
	<遠洋航海区域において、甲板員として乗船した経験がある者>	
9	内航乗船日額（外変前もしくは内変後の期間）	10 日
10	外航4区乗船日額（外変日から内変日までの期間）	62 日
11	割増手当（1Hあたり）（乗下船日を除く）	140 時間
12	乗下船旅費（1往復分交通費）	1 式
13	外泊代（船内泊以外の日）	4 日
14	災害補償（海外旅行傷害保険）	1 人
15	作業服	1 式
16	食事代（賄い支給がない日のみ対象）	5 日
	令和7年度 共同運航実習船「翔洋丸」第2次遠洋航海	
	<マグロ延縄作業に従事した経験がある者>	
1	内航乗船日額（外変前もしくは内変後の期間）	10 日
2	外航4区乗船日額（外変日から内変日までの期間）	62 日
3	割増手当（1Hあたり）（乗下船日を除く）	140 時間
4	乗下船旅費（1往復分交通費）	1 式
5	外泊代（船内泊以外の日）	2 日
6	災害補償（海外旅行傷害保険）	1 人
7	作業服	1 式
8	食事代（賄い支給がない日のみ対象）	3 日
	<遠洋航海区域において、甲板員として乗船した経験がある者>	
9	内航乗船日額（外変前もしくは内変後の期間）	10 日
10	外航4区乗船日額（外変日から内変日までの期間）	62 日
11	割増手当（1Hあたり）（乗下船日を除く）	140 時間
12	乗下船旅費（1往復分交通費）	1 式
13	外泊代（船内泊以外の日）	2 日
14	災害補償（海外旅行傷害保険）	1 人
15	作業服	1 式
16	食事代（賄い支給がない日のみ対象）	3 日

※現時点における航海予定に基づく概算数量であり、必ずしもこの数量を保証するものではない。
また、想定していない項目を追加する場合もある。